

会計年度任用職員制度 が始まります！

地方自治法及び地方公務員法の改正により、**令和2年4月1日から**、全国の地方自治体で働く特別職非常勤職員・臨時的任用職員の任用制度が大きく変わります。

1 「会計年度任用職員」とは

会計年度任用職員とは、令和2年4月1日から新たに創設される非常勤職員の名称です。
現行の特別職非常勤職員の一部及び臨時的任用職員が、会計年度任用職員へと移行します。

①フルタイム会計年度任用職員

週の所定労働時間が、38時間45分（1日7時間45分×週5日）の会計年度任用職員

②パートタイム会計年度任用職員

①以外の会計年度任用職員

2 任用

町内・町外問わず広く募集を行い、面接等の客観的な能力実証に基づき任用を決定します。

任用期間は、会計年度ごとの最長1年間です。

勤務成績が良好であり、再度応募、面接等の客観的な能力実証を経た上で任用が決定した場合には、翌年度も継続して働くことができます（再度の任用）。

ただし、年度ごとに職の必要性を精査しますので、複数年度に渡って任用が継続している場合でも、必ずしも翌年度の任用を保障するものではありません。

3 服務・人事評価

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員のため、地方公務員法に基づき以下の服務規律が適用されます。違反すると、懲戒処分等の対象になります。

①服務規律

- | | | | |
|------------------------------------|-----------------------|-------------|------------|
| ・ 服務の宣誓 | ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ・ 信用失墜行為の禁止 | |
| ・ 秘密を守る義務 | ・ 職務に専念する義務 | ・ 政治的行為の制限 | ・ 争議行為等の禁止 |
| ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム会計年度任用職員は適用外） | | | |

②分限処分・懲戒処分

勤務成績が良くない場合、公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。

また、法令違反等の非行行為があった場合は、懲戒処分の対象になります。

③人事評価

すべての会計年度任用職員に対し、勤務時間の長短に関わらず人事評価を行います。客観的な能力実証である人事評価の結果は、再度の任用の際などにおける判断材料の一つとして活用することを想定しています。

裏面もご覧ください。

4 給与・報酬等

宮代町の会計年度任用職員の給与・報酬は、国の制度に準拠して制度を設計しています。その上で現行の報酬・賃金額や近隣市町との均衡を考慮し、新たな給与・報酬額を決定します。

[今までと異なる点]

- ・通勤費相当額が支給されます。(要件あり)
- ・期末手当(ボーナス)が年2回(6月と12月)に支給されます。(要件あり)
- ・再度の任用の際、経験年数の加算により昇給に相当する給与決定がなされます。

(要件、上限あり)

5 休暇・休業

①年次有給休暇

勤務日数等に応じて付与します。

②その他の休暇等

その他の休暇等については、国の非常勤職員に準拠し、付与します。有給と無給のものがありますが、有給休暇の一例としては忌引休暇などがあります。

③育児休業

実態として1年以上の継続任用の状況にあり、育児休業後に職務への復帰が可能である会計年度任用職員は、育児休業を取得することができます。

6 社会保険等

①社会保険の加入要件

1週間の所定労働時間及び1箇月の所定労働日数が正規職員の4分の3以上の会計年度任用職員は、社会保険(全国健康保険協会)に加入します。

また、4分の3未満であっても、次の4要件全てを満たす場合は、加入する必要があります。

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ・給与(報酬)の月額が8万8千円以上であること。
- ・任用期間が1年以上見込まれること。
- ・学生でないこと。

※社会保険に加入する場合は、配偶者等の被扶養者ではなくなります。

※フルタイム会計年度任用職員は、任用1年目は社会保険(全国健康保険協会)に加入しますが、1日7時間45分以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12箇月を超えるに至り、その後も引き続き当該勤務時間に勤務することを要する場合は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員になります。

②雇用保険の加入要件

週の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上任用が見込まれる会計年度任用職員は、雇用保険に加入します。

7 福利厚生

1週間の所定労働時間が正規職員の1週間の所定労働時間の4分の3以上で、任期が1年以上見込まれる場合には、定期健康診断及びストレスチェックの受診対象者になります。

《会計年度任用職員制度に関する問合せ》

宮代町総務課 庶務職員担当 (役場2階10番窓口)

電話 0480-34-1111 (内線203)